

福岡県公報

平成20年10月29日
第2891号

目次

告示(第1746号 - 第1760号)

土地改良区の役員の就任	(農村整備課)	1
土地改良区の清算人の退任	(農村整備課)	2
土地改良事業計画の変更の認可	(農村整備課)	2
廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	2
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
町の字の区域の変更	(市町村支援課)	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	5
国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
土地改良事業計画の変更の認可	(農村整備課)	6
平成20年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算	(財政課)	6
公告			
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	17
争議行為の通知	(労働政策課)	19

公安委員会

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部駐車対策課)	19
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部駐車対策課)	19
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部運転免許管理課)	20
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	20
雑報			
平成20年度福岡県農業大学校の研修生の募集	(農林水産政策課)	20
有料道路に関する工事の一部完了	(高速道路対策室)	21

告示

福岡県告示第1746号

前田土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
松本 功	行橋市大字前田1786番地
松本 邦弘	" " 1899番地2
清水 政幸	" 大字上稗田452番地2
金丸 享司	" 大字下稗田1110番地1
竹下 智昭	行橋市大字中川171番地
馬場 政弘	" 大字下検地462番地1

2 就任監事

氏名	住所
----	----

城戸俊二	行橋市大字上検地777番地
松本岸雄	" 大字下稗田1214番地4

福岡県告示第1747号

解散した清算法人北野北部土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
緒方 學	久留米市北野町中2309番地2
澤水 正義	" " 今山526番地1
佐藤 正行	" " 赤司1973番地3
松隈 保雄	" " 陣屋518番地1
青木 義行	" " 中1831番地
田中 重幸	" " 中3289番地
秋山 一次	" " 今山753番地4
池田 達男	" " 今山155番地1
浦野 典幸	" " 十郎丸1407番地5
光安 敏美	" " 赤司2082番地1
秋山 正行	" " 稲数797番地1
中原 卓男	三井郡大刀洗町大字中川2248番地1
平田 定	" " 大字今803番地2
荒巻 茂久	小郡市平方26番地1

福岡県告示第1748号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
矢部川左岸下流土地改良区	平成20年9月25日

福岡県告示第1749号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定する区域

宮若市鶴田字池田1905番1、1905番3、1906番2、1906番5、1915番2、1916番2、1917番1、1917番2、1918番2、1923番2、1924番1、1924番3、1924番4、1924番6、1925番7、1925番27、1925番32、1927番2、1932番2、1933番2、1935番、1936番1及び1938番1、字岩河内1960番4、1961番3及び1961番5、字水町2067番8、2068番2、2068番3、2069番2、2071番1、2071番3、2098番、2099番2、2099番3、2100番、2101番、2102番、2103番、2104番、2106番、2107番、2108番、2110番1、2110番6、2110番9、2111番、2112番1、2112番2、2113番、2114番1、2114番2、2115番、2116番2、2117番、2118番、2119番の一部、2120番の一部、2121番2の一部、2121番6の一部、2138番1の一部、2139番1、2139番2及び2142番1並びに鞍手郡小竹町大字新山崎字沼ノ上422番3並びに水路・里道である宮若市有地の一部

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分

法第15条の2の5第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

福岡県告示第1750号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年10月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スーパーセンタートライアル八女店

(2) 所在地 福岡県八女市蒲原829 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
その他未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成21年6月15日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,188平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)

福岡県八女市蒲原829 外	364
---------------	-----

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県八女市蒲原829 外	109

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県八女市蒲原829 外	843.45

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県八女市蒲原829 外	67.575

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県八女市蒲原829 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1751号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年10月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人「日本とガーナ」架け橋の会
- (2) 代表者の氏名
渡辺 弘幸
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目1番33号 はかた近代ビル2階
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、ガーナ共和国に対して、環境の保全に関する事業を行うと共にガーナ共和国の文化や風土を一般の方に広く知ってもらう活動を行い、日本とガーナ共和国がより密接な関係を築き、もって国際親善に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1752号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、添田町長から添田町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、県営中元寺地区土地改良（区画整理）事業に伴う換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 次の区域を大字中元寺字小瀬子に編入する。

大字	字	地番
中元寺	小瀬子屋敷下	2188の2

福岡県告示第1753号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
平成20年10月15日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ハローデイ国分店
- (2) 所在地 福岡県久留米市国分町字立割980-1 外

- 3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) ハローデイ国分店	ハローデイ国分店

- 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
代表取締役 加治 久典	代表取締役 加治 敬通

福岡県告示第1754号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年10月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン行橋

(2) 所在地 福岡県行橋市西宮三丁目125番1 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前		変 更 後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
8	福岡県行橋市西宮三丁目125番1 外	7	福岡県行橋市西宮三丁目125番1 外

福岡県告示第1755号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	平成18年度から平成19年度まで	地籍図及び地籍簿	若松区大池町、修多羅一丁目、修多羅二丁目、修多羅三丁目、白山一丁目、白山二丁目、古前一丁目、古前二丁目、山手町、和田町及び大字藤木の各一部	平成20年10月9日

福岡県告示第1756号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
宮若市	平成18年度から平成19年度まで	地籍図及び地籍簿	上有木の一部	平成20年10月9日
田川郡赤村	平成17年度から平成18年度まで	地籍図及び地籍簿	大字内田の一部	平成20年10月9日

福岡県告示第1757号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年10月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州後見支援センター

(2) 代表者の氏名

今田 荘一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区黄金1丁目1番27号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、これからの高齢化社会を支えるために、高齢者や認知症の方を支援する事業を行い、高齢者等の権利擁護、財産管理、身上監護のための成年後見制度の普及によって、悩みや不安を受け止め、安心して日常生活を送ることができる様に支援していきます。又、そのために必要な、各自治体や関係各所との連携を取りながら、組織として地域社会に貢献することを目的とします。

福岡県告示第1758号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年10月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人法律問題援護会
 - (2) 代表者の氏名
勝田 房由紀
 - (3) 主たる事務所の所在地
北九州市戸畑区千防3丁目5番11号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、専門士業、学者、識者の協力をもとに一般市民および会員が社会生活における法律、行政、税務等の専門的諸問題を自主的・積極的に防止又は解決するため、一般市民および会員に対し必要な協力および支援を行い、もって社会的規範意識の高揚と平穏な社会生活の維持に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1759号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地

改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
三潞南部土地改良区	平成20年10月3日

福岡県告示第1760号

平成20年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成20年9月第7回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻 生 渡

第91号議案

平成20年度福岡県一般会計補正予算（第1号）

平成20年度福岡県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440,903千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,535,340,614千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成20年10月9日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		175,846,701	179,291	176,025,992
	2 国庫補助金	78,150,965	145,225	78,296,190
	3 委託金	2,226,709	34,066	2,260,775
12 繰入金		29,963,689	79,253	30,042,942
	2 基金繰入金	24,677,714	79,253	24,756,967
13 繰越金		1	6,237	6,238
	1 繰越金	1	6,237	6,238
14 諸収入		99,665,117	66,022	99,731,139
	8 雑入	6,967,366	66,022	7,033,388
15 県債		195,035,300	110,100	195,145,400
	1 県債	195,035,300	110,100	195,145,400
歳入合計		1,534,899,711	440,903	1,535,340,614

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		59,945,906	47,078	59,992,984
	1 総 務 管 理 費	28,570,564	28,012	28,598,576
	2 企 画 費	4,093,701	19,066	4,112,767
5 生 活 労 働 費		105,446,232	110,656	105,556,888
	4 障 害 者 福 祉 費	24,468,992	110,656	24,579,648
6 農 林 水 産 業 費		69,359,141	268,169	69,627,310
	1 農 林 水 産 業 企 画 費	7,285,427	25,220	7,310,647
	5 林 業 費	13,360,912	242,344	13,603,256
	6 水 産 業 費	9,481,157	605	9,481,762
10 教 育 費		401,591,015	15,000	401,606,015
	6 社 会 教 育 費	5,271,973	15,000	5,286,973
歳 出 合 計		1,534,899,711	440,903	1,535,340,614

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
広域営農団地農道整備事業費	平成21年度から 平成22年度まで	1,850,000千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業費	2,585,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成20年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成21年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0% 以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	2,695,100	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成20年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成21年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0% 以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
計	195,035,300				195,145,400			

第 92 号議案

平成20年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58,227 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 223,536 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成20年10月9日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		2,691	605	3,296
	1 一般会計繰入金	2,691	605	3,296
2 繰越金		46,617	57,622	104,239
	1 繰越金	46,617	57,622	104,239
歳入合計		165,309	58,227	223,536

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金費 助成事業費		165,309	58,227	223,536
	1 沿岸漁業改善資金費 助成事業費	165,309	58,227	223,536
歳出合計		165,309	58,227	223,536

第 113 号議案

平成20年度福岡県一般会計補正予算（第 2 号）

平成20年度福岡県の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 276, 259 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 535, 616, 873 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

平成20年10月 9 日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		6,238	276,259	282,497
	1 繰越金	6,238	276,259	282,497
歳入合計		1,535,340,614	276,259	1,535,616,873

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		69,627,310	276,259	69,903,569
	1 農林水産業企画費	7,310,647	23,029	7,333,676
	2 農業費	9,021,878	125,000	9,146,878
	3 畜産業費	2,112,650	103,760	2,216,410
	6 水産業費	9,481,762	24,470	9,506,232
歳出合計		1,535,340,614	276,259	1,535,616,873

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
燃油・飼料価格高騰緊急支援資金 利子補給	平成21年度から 平成24年度まで	ただし、平成20年度利子補給対象融資限度額 300,000千円 5,558千円
家畜飼料特別支援資金利子補給	平成22年度から 平成31年度まで	ただし、平成20年度利子補給対象融資限度額 600,000千円 25,005千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農業近代化資金利子補給	平成21年度から 平成41年度まで	352,366千円 ただし、平成20年度利子補給対象融 資限度額 3,000,000千円	平成21年度から 平成41年度まで	470,551千円 ただし、平成20年度利子補給対象融 資限度額 4,000,000千円
漁業近代化資金利子補給	平成21年度から 平成36年度まで	65,540千円 ただし、平成20年度利子補給対象融 資限度額 1,000,000千円	平成21年度から 平成36年度まで	79,629千円 ただし、平成20年度利子補給対象融 資限度額 1,200,000千円

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

フラットファイル (A4版 1.5cm幅 印刷有り)	43,000冊
フラットファイル (A4版 3.0cm幅 印刷有り)	8,700冊
フラットファイル (A4版 6.0cm幅 印刷有り)	4,000冊

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年12月19日(金)までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通企画課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格 (地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年11月12日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A

01	02	事務機器	AA、A
03	01	軽印刷	AA、A
03	02	活版印刷	AA、A
03	04	製本	AA、A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
 (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者
 (6) 下記のいずれかの条件を満たす者

- ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
 イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課
 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-641-4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
 (2) 提出場所
 4の部局とする。
 (3) 提出期間
 平成20年10月29日(水)から平成20年11月7日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
 (4) 提出方法
 直接または郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

- 6 入札参加の確認結果の通知
5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 7 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成20年10月29日(水)から平成20年11月7日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成20年11月12日(水)午後6時00分
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県警察本部入札室(地下1階)
- (2) 日時
平成20年11月13日(木) 午後1時15分
- 12 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ

の代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(消費税及び地方消費税5%を含む)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(消費税及び地方消費税5%を含む)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

自治労連北九州市病院局パート・嘱託職員労働組合から、春闘要求等に関して、平成20年11月10日午前零時以降、その組合員の従事する次の職場（北九州市立門司病院、北九州市立医療センター、北九州市立八幡病院、北九州市立若松病院）の全部において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻 生 渡

公安委員会

福岡県公安委員会規則第19号

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成20年10月29日

福岡県公安委員会

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年福岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第7号中「郵便局、外国銀行の一部及び漁業協同組合」を「ゆうちょ銀行（郵便局）、外国銀行の一部及び漁業協同組合の一部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会告示第349号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則を制定したので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成20年10月29日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

本規則は、財務会計システムによる財務会計事務処理要綱の一部改正について（平成20年9月1日付け、20総セ第10015号）の発出により、所要の規定の整備を行うものであるが、改正の内容は放置違反金の返還及び還付に際しての口座振込が可能な金融機関店舗が追加されたものであり、行手条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布日

平成20年10月29日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部駐車対策課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第350号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める運転免許の効力の停止等に対する処分基準の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成20年10月29日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

本改正は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の施行に伴うものであり、改正の内容が、行手条例第37条第4項第8号に規定する、他の法令の制定又は廃止に伴い当然必要とされる規定の整理に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 処分基準改正の日

平成20年10月29日

3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、運転免許管理課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第352号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年10月29日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成20年11月19日（水） 13：30～16：30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
平成20年11月21日（金） 13：30～16：30	福岡市西区今宿町106番地1 西警察署 会議室	西警察署
平成20年11月21日（金） 13：30～16：30	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署
平成20年11月28日（金） 13：30～16：30	北九州市小倉北区内5番1号 小倉北警察署 武道場	小倉北警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

公告

平成21年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように募集する。

平成20年10月29日

福岡県農業大学校長 山崎茂美

1 募集定員

コース名	研修生数
野菜	10名程度
花き	

2 研修期間

(1) 研修期間 6月以上1年以内（原則として複数年度に渡らないものとする。ただし、校長が適当と認める者に対しては通算1年を限度として、次年度に引き続き受講することができるものとする。）

(2) 研修開始 平成21年4月又は同年8月（年2回）

3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内に居住し農業を志す者
- (3) 福岡県内での就農を希望する者
- (4) 福岡県就農計画認定要綱（平成7年11月2日7農技担第110号）に基づく認定就農者及びこれに準ずる者

4 募集日程

(1) 受付期間

ア 応募期間は、平成21年1月5日（月曜日）から平成21年2月13日（金曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず配達記録郵便とし、平成21年2月13日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面接日

平成21年2月27日（金曜日）

(3) 研修生の決定

平成21年3月6日（金曜日）

5 応募提出書類

所定の技術習得研修受講申込書に、次に掲げる書類を添えて福岡県農業大学校に提出すること。

- (1) 就農計画書、営農計画書、研修終了後の就職計画書のうちいずれかの書類
- (2) 健康診断書（3か月以内に受診したもの）

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接を行い研修生を決定する。この場合、氏名を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、野菜又は花きの生産管理及び出荷販売実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 講義及び資格取得研修

8 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818 - 0004 筑紫野市大字吉木767 電話092 - 925 - 9129）又は福岡県農林水産部農林水産政策課後継人材育成室（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3495）

なお、技術習得研修受講申込書等は、県内各地域の地域農業改良普及センターでも入手できる。

福岡北九州高速道路公社公告7号

有料道路に関する工事の一部が完了するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第22条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年10月29日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

1. 路線名

北九州市道 北九州高速1号線

北九州市道 北九州高速2号線

北九州市道 北九州高速4号線

北九州市道 北九州高速5号線

2. 工事の区間

北九州市小倉南区長野二丁目地内から北九州市小倉北区下到津一丁目地内まで

北九州市小倉北区許斐町地内から北九州市戸畑区大字戸畑地内まで

北九州市門司区春日町地内から北九州市八幡西区茶屋の原二丁目地内まで

北九州市八幡東区東田五丁目地内から北九州市八幡東区神山町地内まで

3. 工事の種類

改築工事

4. 工事完了日

平成20年10月31日

